

1. 基準額

2. 対象経費

○健康管理センター等健康管理事業等

a 健康管理センターによる健康管理事業

交付年数	1～5年目	6年目	7年目	8年目以降
基準額	1,200万円	900万円	700万円	500万円

b 歯科保健センターによる健康管理事業

交付年数	1～5年目	6年目	7年目	8年目以降
基準額	500万円	300万円	200万円	100万円

c 直営診療施設による健康管理事業等

区分	診療所	病院 (病床数100床未満)	病院 (病床数100床以上)
基準額	300万円	400万円	500万円

〔基準額の加算〕

a 健康管理センターによる健康管理事業

当該事業を実施し、下記のア～オのいずれかを満たす場合には、上記の基準額に各項目に掲げる額を限度としてそれぞれ加算することができる。

なお、基準額を加算する場合は、加算要件が確認できる資料等を添付すること。

ア 健康管理センターが次の条件のいずれかを満たす場合であって、担当職員2名以上を配置している場合は、300万円を限度として加算する。

- ・ 地域包括支援センター又は老人（在宅）介護支援センターを併設している場合
- ・ 総合相談窓口を常設し、毎日又は定期的に相談事業を行っている場合

○健康管理センター等健康管理事業等

国保被保険者を対象とし、国民健康保険特別会計事業勘定（款）保健事業費から当該事業を実施するために要した経費。

ただし、直営診療施設による健康管理事業等においては、国民健康保険特別会計直営診療施設勘定（地方公営企業法を適用する直営診療施設にあっては病院事業特別会計、委託事業にあっては国民健康保険特別会計事業勘定（款）保健事業費）から当該事業を実施するために要した次の経費とする。

報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費（5割助成分）

1. 基準額

2. 対象経費

- ・ 居宅介護支援事業を行っている場合
- イ 健康管理センターが次の条件のいずれかを満たす場合は、100 万円を限度として加算する。（ただし、上記アに該当する場合を除く。）
 - ・ 老人（在宅）介護支援センターを併設している場合
 - ・ 総合相談窓口を設置し、定期的又は随時不定期に相談事業を行っている場合
 - ・ 居宅介護支援事業を行っている場合
- ウ 健康管理センターが当該年度に特定保健指導事業を受託（健康管理センターを併設又は隣接した保険者が設置する診療施設が受託した場合を含む。）し、実施する場合には、300 万円を限度として加算する。
- エ 上記ウにより特定保健指導事業を実施する場合にあっては、実施人数に応じて、さらに下記の額を限度として加算する。

実施人数	101～200 人	201～300 人	301～400 人	401～500 人	501 人以上
加算額	100 万円	200 万円	300 万円	400 万円	500 万円

- オ 総合化を図っている施設において次の条件を満たす場合には、300 万円を限度として加算する。
 - ・ 健康管理センターの設置者である保険者又は健康管理センターを隣接若しくは併設した直営診療施設が介護保険法に基づく居宅介護支援事業者の指定、又は居宅サービス事業者の指定を受けていること。
 - ・ 介護認定において自立又は要支援と認定された者に対し、介護状態への移行防止・生活支援等の観点から保健事業を積極的に行うこと。

b 歯科保健センターによる健康管理事業

当該事業を実施し、歯科保健センターが下記のいずれかを実施する場合には、100 万円を限度として加算することができる。

なお、基準額を加算する場合は、加算要件が確認できる資料等を添付すること。

ア 保健師、管理栄養士に対する口腔ケアの研修等の実施

1. 基準額

2. 対象経費

イ 特定健康診査データの分析等による生活習慣病と歯周疾患予防との関連性の調査

c 直営診療施設による健康管理事業等

当該事業を実施（委託事業を除く。）し、又は委託事業を委託する直営診療施設が下記のア～オのいずれかを満たす場合には、各項目に掲げる額を限度としてそれぞれ加算することができる。

なお、基準額を加算する場合は、加算要件が確認できる資料等を添付すること。

ア 次の条件のいずれかを満たす場合であって、担当職員2名以上を配置している場合は、300万円を限度として加算する。

- ・ 地域包括支援センター又は老人（在宅）介護支援センターを併設している場合
- ・ 総合相談窓口を常設し、毎日又は定期的に相談事業を行っている場合
- ・ 居宅介護支援事業を行っている場合

イ 総合相談窓口を設置し、定期的又は随時不定期的に相談を実施している場合は、100万円を限度として加算する。（ただし、上記アに該当する場合を除く。）

ウ 特定保健指導事業を受託し実施する場合には、300万円を限度として加算する。

エ 上記ウにより特定保健指導事業を実施する場合にあっては、実施人数に応じて、さらに下表の額を限度として加算する。

実施人数	101～200人	201～300人	301～400人	401～500人	501人以上
加算額	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円

オ 在宅ケアサービス（在宅訪問看護・介護・リハビリ・指導等）を実施している場合は、400万円を限度として加算する。

別表 2

区 分	1 種目及び規格		2 基準面積及び基準額				
	種目	規 格	基 準 面 積 （単位 m ² ）		建築基準単価 （ 1 m ² 当たり 単位：円 ）		
建 物	診 療 所	甲型	6 2 . 0		木 造	2 3 4 , 7 0 0	
		乙型	1 7 6 . 9				
		丙型	4 6 9 . 4 一般病床数が 6 床を超えるときは、その超える分について 1 床増すごとに 12.6 m ² を加算した面積であること。				
	病 院	丁 型	診療棟	6 4 8 . 3		ブロック造	2 0 4 , 0 0 0
			病棟	2 7 8 . 9 一般病床数が 20 床を超えるときは、その超える分について 1 床増すごとに 12.6 m ² を加算した面積であること。			
			給食棟	厚生労働大臣が別に定める面積			
	医 師 住 宅	診 療 所	乙型	1 戸	1 戸につき 8 2 . 0	鉄筋コンクリート造	2 3 4 , 7 0 0
			丙型	2 戸			
		病 院	一般病床 20～35 床	3 戸			
			一般病床 36～50 床	4 戸			
			一般病床 51 床以上	5 戸			
	看 護 師 宿 舎		病院の病床数が 20 床のときは 82.0 m ² とし、20 床を超える分について 4 床増すごとに 16.4 m ² を加算した面積であること。				
	院 施 内 託 等 児	診療所	収容定員× 5 m ² (ただし、診療所については 10 人、病院については 20 人を限度とする。)				
		病院					

区 分	種 目 及 び 規 格			基 準 額 （単位：円） （購入費の額が下記の基準額を下回るときは、その購入費の額とする）		
	種 目	規 格				
医 療 機 械 器 具 機 等	医 療 機 械 器 具	レントゲン 装 置	X線テレビ用	診 断 用 1 3 , 2 0 0 , 0 0 0		
			一般用	” 3 , 3 0 0 , 0 0 0		
		そ の 他 の 医 療 機 械 器 具	厚生労働大臣が必要と認めた医療機械器具	診療所	3,300,000 円（新築、改築又は再開にともない取得する場合は、9,900,000円）以内の額で、厚生労働大臣が必要と認めた額	
				病 院	8 , 2 5 0 , 0 0 0	
	患者輸送車		ライトバン型（おおむね 2,000 CC）	1 , 0 2 6 , 0 0 0		
			マイクロバス又はジープ型	1 , 2 8 1 , 0 0 0		
	巡回診療車		おおむね A級バス型（ 全長 8.2 m 全幅 2.5 m 全高 3.0 m 125馬力程度 ）	車 体	2 , 4 5 7 , 0 0 0	
			おおむね B級バス型（ 全長 5.2 m 全幅 2.0 m 全高 2.2 m 60馬力程度 ）	車 体	1 , 2 8 1 , 0 0 0	
	巡回診療船		おおむね A級汽船（ 全長 12.0 m 全幅 3.0 m 深さ 1.5 m 総トン数 7トン程度 ）	船 体（動力を含む）	6 , 0 5 0 , 0 0 0	
			おおむね B級汽船（ 全長 8.0 m 全幅 2.5 m 深さ 1.2 m 総トン数 6.5トン程度 ）	船 体（動力を含む）	1 , 4 3 0 , 0 0 0	

注) 「甲型」、「乙型」、「丙型」及び「丁型」とは、昭和35年4月14日厚生省発保第67号通知の「国民健康保険診療施設設置規格」に定める規格であること。

総合保健施設整備等事業の基準額及び対象経費

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
施設整備費	各表に定める額	総合保健施設の建築のために必要な工事費又は工事請負費 ただし、工事施工のために必要な事務費を除く
設備整備費	各表に定める額	総合保健施設の居宅サービス部門（通所介護、通所リハビリテーションに限る。）、共同生活援助部門及び居住部門の設備整備に必要な需用費（消耗品費）、設備購入費、工事請負費
初度設備費	各表に定める額	総合保健施設の保健事業部門、介護支援部門及び居宅サービス部門（訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーションに限る。）の整備に伴う初度設備を購入するために必要な備品購入費
運営事業費	別表 1 の a に準じる	総合保健施設の保健事業部門及び介護支援部門の運営に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費等）、役務費、委託料及び賃貸料、備品購入費、負担金、公課費

【各表】

1 施設整備費

(1) 保健事業部門

施 設 規 模	交付基準額
300 m ² 以上 350 m ² 未満	119,500 千円
350 m ² 以上 400 m ² 未満	137,900 千円
400 m ² 以上 450 m ² 未満	156,300 千円
450 m ² 以上 500 m ² 未満	174,700 千円
500 m ² 以上 550 m ² 未満	193,000 千円
550 m ² 以上 600 m ² 未満	211,400 千円
600 m ² 以上 650 m ² 未満	229,800 千円
650 m ²	239,000 千円

(2) 介護支援部門

施 設 規 模	交付基準額
70 m ² 以上 80 m ² 未満	27,600 千円
80 m ² 以上 84.4 m ² 未満	30,200 千円
84.4 m ²	31,000 千円

(3) 居宅サービス部門

① 訪問介護・訪問看護・訪問リハビリテーション

施 設 規 模	交付基準額
20 m ² 以上 25 m ² 未満	8,300 千円
25 m ² 以上 30 m ² 未満	10,100 千円
30 m ² 以上 35 m ² 未満	12,000 千円
35 m ² 以上 40 m ² 未満	13,800 千円
40 m ² 以上 42.78 m ² 未満	15,200 千円
42.78 m ²	15,700 千円

② 通所介護

施 設 規 模	交付基準額
165 m ² 以上 200 m ² 未満	67,100 千円
200 m ² 以上 250 m ² 未満	87,200 千円
250 m ² 以上 300 m ² 未満	101,100 千円
300 m ² 以上 340 m ² 未満	117,700 千円
340 m ²	125,000 千円

③ 通所リハビリテーション

施 設 規 模	交付基準額
45 m ² 以上 60 m ² 未満	19,300 千円
60 m ² 以上 70 m ² 未満	23,900 千円
70 m ² 以上 80 m ² 未満	27,600 千円
80 m ² 以上 90 m ² 未満	31,300 千円
90 m ² 以上 100 m ² 未満	34,900 千円
100 m ²	36,800 千円

(4) 共同生活援助部門

施 設 規 模	交付基準額
利用定員 5 人	61,000 千円
利用定員 6 人	66,000 千円
利用定員 7 人	70,000 千円
利用定員 8 人	72,000 千円
利用定員 9 人	79,000 千円

(5) 居住部門

区 分	交付基準額
利用定員 1 人当たり	13,800 千円

2 設備整備費

(1) 居宅サービス部門

① 通所介護

区 分	交付基準額
基本事業	3,670 千円
入浴	5,870 千円
給食	1,150 千円

② 通所リハビリテーション

区 分	交付基準額
1 施設当たり	2,100 千円

(2) 共同生活援助部門

区 分	交付基準額
1 施設当たり	2,100 千円

(3) 居住部門

区 分	交付基準額
利用定員 1 人当たり	100 千円

3 初度設備費

(1) 保健事業部門

① 初度設備の購入費

施 設 規 模	交付基準額
300 m ² 以上 350 m ² 未満	10,470 千円
350 m ² 以上 400 m ² 未満	12,560 千円
400 m ² 以上 450 m ² 未満	14,660 千円
450 m ² 以上 500 m ² 未満	16,770 千円
500 m ² 以上 550 m ² 未満	17,800 千円
550 m ² 以上 600 m ² 未満	19,900 千円
600 m ² 以上 650 m ² 未満	22,000 千円
650 m ² 以上	24,120 千円

② 健康データ等の管理に要する備品購入費

区 分	交付基準額
1 施設当たり	15,720 千円

(2) 介護支援部門

区 分	交付基準額
1 施設当たり	320 千円

(3) 居宅サービス部門

① 訪問介護

区 分	交付基準額
1 施設当たり	320 千円

② 訪問看護

区 分	交付基準額
1 施設当たり	2,350 千円

③ 訪問リハビリテーション

区 分	交付基準額
1 施設当たり	320 千円